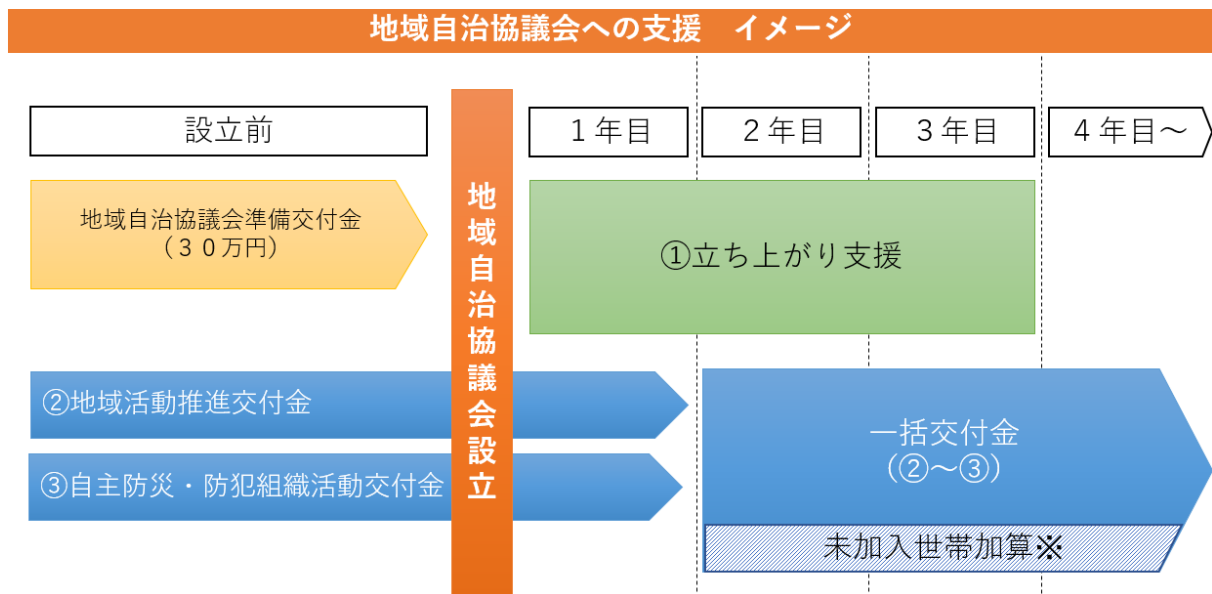


奈良市地域づくり一括交付金の概要

〇一括交付について（要領第4条）

地域自治協議会の認定を受けた協議会は、設立2年目以降、従来の①立ち上がり支援交付金に合算して、②地域活動推進に関する事業の交付金（地域活動推進交付金に相当）と③自主防災・防犯活動に関する事業の交付金（自主防災・防犯組織活動交付金に相当）を受け取ることができます。また、②と③の一括交付を希望された場合、未加入世帯加算※を行います。

※未加入世帯加算… 自治会加入世帯数（連合会未加入自治会） 50円／世帯数
自治会未加入世帯 25円／世帯数



〇積立金について（要領第11条）

翌年度以降に計画する対象事業の財源を確保するため、5年間を限度に交付金の一部を積立てできます。ただし、積立金を投機、貸付け等、収益を得ること、または、対象事業以外のために運用することはできません。

対象事業内容 **②地域活動推進に関する事業**または、**③自主防災・防犯活動に関する事業**

※立ち上がり部分の積立てはできません。

※事業費が高額で、単年度で実施することができない事業。